

平成27年2月16日

第66回 神戸市個人情報保護審議会

こうべ健康いきいきサポートシステムの構築について

(保健福祉局)

神ここ第 5568 号
平成 27 年 2 月 16 日

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

こうべ健康いきいきサポートシステム構築に伴う母子保健情報
システムデータの提供について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当 こども家庭局こども企画育成部こども家庭支援課

こうべ健康いきいきサポートシステム構築に伴う母子保健情報
システムデータの提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【母子手帳情報】

- ・母子手帳番号
- ・住民基本台帳個人番号

神保健健第 2825 号
神保健予第 2358 号
平成 27 年 2 月 16 日

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、下記の
事項について、貴会の意見を求めます。

記

こうべ健康いきいきサポートシステム構築に伴う健康診断・
予防接種関係データの電子計算機処理について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当 保健福祉局健康部健康づくり支援課
保健福祉局健康部予防衛生課

こうべ健康いきいきサポートシステム構築に伴う健康診断・
予防接種関係データの電子計算機処理について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

(◎印は条例第11条第2項に該当するセンシティブ情報)

【電子計算機処理する個人情報】

- ・カナ氏名・漢字氏名 (アルファベット氏名・通称名を含む)
- ・生年月日
- ・年齢、月齢
- ・性別
- ・住民区分 (住民、転出者、死亡者、住登外者)
- ・異動届出年月日・異動年月日 (住民となった年月日、外国人住民となった年月日、消除日を含む)
- ・住民基本台帳消除事由
- ・郵便番号
- ・住所 (滞在先・送付先を含む)
- ・転入前住所・転出先住所
- ・電話番号 (滞在先・送付先を含む)
- ・住民基本台帳個人番号
- ・住民基本台帳世帯番号
- ・続柄 (保護者・被保護者を含む)
- ・区コード (支所・出張所コードを含む)
- ・中学校区コード
- ・小学校区コード
- ・住所コード
- ・送付コード
- ・国籍・地域
- ・外国人に係る住民基本台帳法第30条の45規定区分
- ・在留カード等番号
- ・在留資格
- ・在留期間
- ・母子手帳番号
- ・予防接種番号
- ・予防接種助成券発行日
- ・助成券差し戻し日

- ・接種日
- ・接種を受けたワクチンの種類（同種ワクチンについて何期・何回目かも含む）
- ・接種コード
- ◎・予診内容（未接種理由を含む）
- ◎・長期療養（法定期間に接種を受けることができない特段の事情）の内容
- ◎・要注意児情報
 - ・震災特例有無
- ◎・副反応報告
- ◎・健康被害の救済の受給状況
 - ・予防接種実施依頼書番号
 - ・予防接種実施依頼書発行日
 - ・接種費用請求年月日（還付申請を含む）
 - ・接種費用支払年月日（還付払いを含む）
 - ・支払金額
 - ・国保被保険者証番号
 - ・後期高齢者医療被保険者番号
 - ・後期高齢者医療資格取得・喪失（年月日、事由）
 - ・後期高齢者医療保険者番号開始・終了年月日
 - ・国クーポン（番号、発行日）
 - ・健診（検診）の種別
 - ・健診（検診）受診券番号
 - ・健診（検診）受診券発行日
 - ・健診（検診）受診日（過去の受診歴を含む）
- ◎・健診（検診）結果（精密検査結果を含む）
 - ・受診医療機関、受診健診会場
 - ・健診（検診）機関の独自ID
 - ・自己負担金の有無・金額
 - ・無料区分（国クーポン、40歳総合、無料券）

こうべ健康いきいきサポートシステムの構築について

1 趣旨

健康診断や予防接種の個々の事業において紙媒体や表計算ソフトのデータ等で保有している市民の健康情報をデータベース化し、地域・年代別や時系列によりデータを分析して健康づくり施策の検討や、個人ごとの受診・接種履歴管理を行い未受診者・未接種者等への個別勧奨等に活用するとともに、効率的な事務処理ができる総合的管理システムとして「こうべ健康いきいきサポートシステム」を新たに構築する。

2 実施概要

神戸市新住民記録システムから共通基盤システムを経由して入手する住民記録データに、委託医療機関等で実施される成人健診及び予防接種のデータを入力し、対象者個人ごとに管理を行う。また、蓄積したデータをもとに、各種統計の作成や委託先医療機関への委託料算定業務に活用する。

当面は保健福祉局健康部（本庁）で運用し、今後、データの蓄積状況を見つつ各区役所保健福祉部・支所等での活用を予定している。

(1) 成人健診業務

健康増進法に基づき、神戸市医師会（個別健診）、検診機関〔2機関：兵庫県予防医学協会、JA兵庫厚生連〕（集団健診）、神戸市歯科医師会（歯科検診）に健診（検診）業務を委託している。受診に際しては、神戸市発行の受診券の申込みは原則不要であるが、神戸市健康診査（後期高齢者）の個別検診については受診券申込み制を採っている。

なお、自己負担金無料制度の対象は、国の無料クーポン、40歳総合健診無料券、50歳歯周疾患検診無料受診券、生活保護・非課税世帯に係る無料受診券の所持者である。

受診結果は、医師会（個別健診）、検診機関〔2機関〕（集団健診）、神戸市歯科医師会（歯科検診）から電子データで提供されるが、健診結果の一部のみ電子計算機処理を行っていたり、それぞれの電子データの形式がバラバラであったりするため、下記に例示する業務を実施する際に情報の精度が十分でない、あるいは事務負担が大きいなどの課題を抱えている。

- ・健診受診率、要精検率、精検受診率等の把握
- ・未受診者への重点的な受診勧奨
- ・国や県への事業報告の作成

そのため、今回、システム化することで、対象者管理、受診者管理、受診券や無料クーポン券の発行業務等を効率的に実施する。

（取り扱う健診の種類）

胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん、40歳総合健診、神戸市健康診査

(後期高齢者及び若年・生活保護等)、肝炎ウイルス検査、歯周疾患検診

(2) 予防接種業務

予防接種法に基づき神戸市が行う予防接種(定期予防接種)は、BCGを除き医療機関に委託して実施している。

接種の対象となる乳幼児の保護者には母子健康手帳と合わせて予防接種券綴りを交付している。保護者は、市と委託契約を行っている医療機関に予防接種券を持参して予防接種を受け、当該医療機関は、予防接種券を添えて神戸市に委託料を請求する。

神戸市は、予防接種法その他関係法令に定められた接種時年齢や接種間隔に沿って接種が実施されているかを審査したうえで、医療機関に委託料を支出する。

なお、神戸市民が、神戸市と委託契約を結んでいない市外の医療機関で予防接種を受けるときは、本人や保護者からの申請により、実施自治体もしくは実施医療機関あての実施依頼書を発行する。

また、神戸市では、予防接種法に基づかない予防接種(任意予防接種)の一部(小児インフルエンザ予防接種等)にも助成を行っており、定期接種と同様のフローで審査、支払い業務を処理する。

以上の予防接種業務については、紙ベース(予防接種券等)での管理が中心になっており、特定個人の接種履歴の管理、接種を受けた者(あるいは未接種者)の検索、抽出等の作業を行うことができない。

そのため、今回、システム化により台帳を整備することで接種内容の確認、対象者管理、接種履歴管理、実施依頼書発行業務、委託料の算定業務等を効率的に実施していく。

また、新型インフルエンザ特別措置法による臨時の住民接種の実施などの緊急時に、対象者の抽出や確認などにも利用していく。

(3) 他システムより提供を受けるデータ

① 新住民記録システム

共通基盤システムを通じてオンラインで住民記録データの提供を受ける(提供につき平成26年12月神戸市個人情報保護審議会承認済)。新住民記録システムにない個人データ(住民登録外の方)が必要な場合は、こうべ健康いきいきサポートシステム端末機から登録する。

② 福祉情報システム

成人を対象とする予防接種については、身体障害の要件で対象者を定めているものがあるため、当該情報について福祉情報システムから提供を受ける。(提供につき平成26年8月神戸市個人情報保護審議会承認済)

③ 介護保険システム

高齢者肺炎球菌予防接種など、一部の予防接種については接種費用の一部を自己負担

してもらおうが、予防接種法第28条に基づき、低所得者(生活保護世帯および市民税非課税世帯)は無料とするため、介護保険課より介護保険料1~4段階(当該世帯が市民税非課税世帯)の該当者情報の提供を受ける。(提供につき平成26年8月神戸市個人情報保護審議会承認済)

④ 母子保健情報システム

予防接種券は一部を除き母子保健手帳に綴られており、接種券のデータを当システムの住民データと効率的に突合するために、接種券に記載またはバーコードシールとして貼付されている母子手帳番号の活用を予定している。そのため、母子保健情報システムから住基個人番号をキーに母子手帳番号と連携するデータの提供を受ける。

⑤ 後期高齢者医療システム

神戸市健康診査(後期高齢者)の個別健診は申込みを受理し、受診券を発行する仕組みとなっており、申込者の資格要件を確認するため、被保険者番号、資格取得・喪失情報(年月日、事由)などの資格情報を、共通基盤システムを通じてオンラインでデータの提供を受ける。(現在は、神戸市企画調整局情報化推進部のホストコンピュータで資格要件確認を行っているが、今後は、こうべ健康いきいきサポートシステムを活用していく。)(提供につき平成20年6月神戸市個人情報保護審議会承認済)

3 効果

- (1) これまで個別に管理してきた成人健診データ及び予防接種データを総合的にシステム管理することで、受診状況や接種状況の統計を分析・評価し、効果的な勧奨方法などを検討していくことができる。
- (2) 成人健診業務については、システム化で時系列にデータを表示できるので、詳細な健診結果に基づいた保健指導が可能となる。
- (3) 未受診者、未接種者に個別に勧奨を行うことができるようになることから、受診率、接種率の向上が期待できる。
- (4) 予防接種業務については、当該被接種者・保護者に接種履歴情報を提供でき、母子健康手帳を紛失した場合などのバックアップと位置づけることができる。
- (5) 新型インフルエンザ特別措置法により臨時の住民接種の実施など緊急時に対象者の抽出等の対応を迅速に行うことができる。
- (6) 中長期的には、疾病の罹患状況や感染症の発生状況などの情報を地域別・年代別などで複合的に評価、分析を行うことができ、健康施策の企画立案への反映等、より総合的な地域保健施策の向上につなげていくことができる。

4 実施計画

○こうべ健康いきいきサポートシステム

平成26年10月~27年2月 開発

平成27年3月 テスト

27年4月～ 運用開始（後期高齢者医療システムとの連携は27年10月ごろ～）

5 処理件数

成人検診業務 約30万件/年

予防接種業務 約45万件/年

6 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき以下の通り厳格に対処する。

(1) システム上の保護

ア 端末機の操作にあたっては、個人ごとのID及びパスワードによる認証を行い、端末機の操作を関係職員に限定する。また、業務ごとに、操作できる職員を限定する。

イ 個人情報に係るデータベースについては、端末機には保存せず、庁内の施錠されたラック内に設置する「こうべ健康いきいきサポートシステム」専用サーバに保存する。

ウ 端末機とサーバは、LGWANを除き外部のネットワークとは繋がっていない庁内基幹業務系LANにより接続し、本システム用端末機以外の端末機からのアクセスを遮断する。これにより、外部等からの不正アクセス行為を受けることを防止するとともに、コンピュータウイルスからの感染を防止する。

エ 一般ユーザー端末機からUSBメモリ等の外部記録媒体へのデータ書き込みを禁止する。

オ 一般ユーザー端末機のデスクトップ等へのデータ保存を禁止する。

カ 一般ユーザー端末機のマウスの右クリック機能を無効にする。

キ 一般ユーザー端末機からシステム関連ファイルへのアクセスを制限する。

ク 端末機のハードディスクにデータを保存する際は暗号化する。

ケ サーバと端末機間の個人情報の通信は暗号化する。

コ サーバ、端末機のウイルス対策ソフトウェアのウイルス定義更新は、庁内基幹業務系LANを通じて自動配信を受ける。

(2) 運用上の保護

ア サーバは常時施錠したラック内に保管し、当該鍵の使用は関係者のみに限定するとともに鍵の貸し出し状況を記録する。

イ サーバとは別の場所に保管するバックアップ用の媒体（磁気テープを予定）につ

- いても、施錠された庫内に厳重に保管する。
- ウ 端末機を利用する際のパスワードは定期的に変更するとともに、端末機の操作状況をサーバに記録する。
- エ 他システムからのデータ受け入れ(共通基盤システムによるオンライン連携の場合を除く)、印刷事業者にデータを提供する場合などの際に使用するUSBメモリ等は媒体管理簿に記録し厳格に管理する。
- オ 保存年限を経過したデータは速やかに消去し、データ記録媒体はデータシュレッダーなど記録の内容を復元できない状態にして廃棄する。
- カ 保存年限を経過した帳票は、シュレッダーや焼却処分など確実に速やかに廃棄する。
- キ 個人情報の適正な取扱を確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。
- ク データ入力の外注にあたっては、委託契約書の中でデータの機密保持に関する事項等「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に定める項目や「神戸市情報セキュリティポリシー」を遵守することを明記するとともに、委託先からデータの保護その他の管理に関する報告書の提出を義務付ける。

【システム概念図】

